

2022年6月17日

各 位

大阪労働者弁護団

代表幹事 森 博行



〒 530-0047 大阪市北区西天満 4-10-19-603

電話 06-6364-8620 FAX06-6364-8621

「解雇の金銭解決制度」導入に断固反対する声明

1 労働政策審議会（以下「労政審」という）が解雇の金銭解決制度について検討を始めたのは、判例上の解雇権濫用法理を労基法中に明文化することを厚労大臣宛建議した「今後の労働条件に係る制度の在り方について」（2002年12月）においてであった。その内容は、裁判所が解雇無効の判断をしたときに、労使当事者の申立てに基づき、労働契約を終了させ、使用者に金銭支払を命ずるというものであったが、労働側の猛反発を受け、法案化には至らなかった。

その後、2005年の厚労省「労働契約法制研究会」の最終報告において再び同制度の導入が提案されたが、労働側の強い抵抗を受けて議論は進展しなかった。しかし10年後の2015年、安倍内閣は「日本再興戦略」改訂2014を閣議決定し、その中で、「解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方」について、労政審に審議させ、制度的措置を講ずることとした。

これを受けて、厚労省は「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を立ち上げ、約1年半をかけて2017年、労政審に報告書を提出した。同会議では、労働側委員が制度創設に反対し、使用者側委員も慎重論であったと仄聞しているが、報告書をみると、「使用者申立制度については、現状では容易でない課題があり、今後の検討課題とする」と述べる一方、根本問題である解雇の金銭解決制度の必要性については、委員のコンセンサスが得られたわけではないことを認めつつ、労政審において有識者による法技術的論点について専門的な検討を深めていくことが適當、と強引に結論づけている。

そして、2018年に「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」（以下「論点検討会」という）が設置され、2022年4月、労政審に報告書が提出されるに至ったのである。以上の経過からは、解雇の金銭解決制度の立法化にかける政府与党の執念がひしと伝わってくる。

2 論点検討会報告は、「解雇無効時の金銭救済制度」の趣旨を、使用者による解雇の効力を労働者が争い、それが裁判所により無効であることが確認されれば、労働者の選択によ

り地位確認により得られる利益に代えて労働契約解消金を請求し、その支払によって労働契約を終了させることができる仕組みであり、労働者に対し救済の選択肢を増やす制度であると説明している。

しかしながら、裁判所により解雇無効が確認されても、実際には大部分が原職復帰ではなく金銭解決されているのである、「金銭救済制度」に現行法にない意義をもたせるためには、金銭解決の基準を提示する制度とする以外にはないが、同報告も金銭の法的性質と算定方法の考え方を示すのみであり、具体的な算定基準を提示しているわけではない。また、仮にそのような基準が法定されることになれば、それは解雇を争う労働者にとっての予見可能性となる前に、これから解雇しようとする使用者に対し、解雇無効と判断された場合の経済的リスクの計算を可能にする材料となり、かえって不当解雇を誘発することになりかねないのである。

解雇の金銭解決制度の導入に対し、労働側が一貫して反対してきたことは上述のとおりであり、まずは労働者申立制度として立法されたとしても、当初の提案どおり、いずれ使用者側申立ても可能になっていくことは必定である。

上記の理由により、大阪労働者弁護団は、解雇の金銭解決制度の導入に断固反対するものであり、労政審に対し、今後、論点検討会報告に基づく審議を進めないよう求める。

以上

(本声明についてのお問い合わせ先)

大阪労働者弁護団 事務局長 弁護士 小野順子

〒562-0014 箕面市萱野4-3-10 箕面野口ビル402号

メイプル法律事務所 [TEL] 072-723-9800